

【三田法学部】三田設置科目の追加試験について

定期試験期間中(7月23日(木)～7月29日(水))に試験が実施された科目(三田設置)を、以下の受験資格(1)～(4)に該当する場合、追加試験を申し込むことができます。定期試験期間中に定期試験を行わず、レポート・平常点・授業内試験等により評価の定まる科目については追加試験を行いません。

記

申し込み手続き

- ①申込受付日時 : 7月9日(木)9:00～7月30日(木)11:30 締切厳守
- ②申込場所 : <三田設置科目履修者対象>追加試験申請フォーム
URL: <https://forms.gle/oXh8diqVS5iq9EXq7>
- ③受験料 : 2020年度春学期末については、受験料の徴収はありません。

<注意> ※必ず読んで下さい。

- ・追加試験による成績評語は、一段階下の評語となります(次頁①③の場合を除く)。
- ・追加試験申請において疑わしい内容が見受けられた場合には事実確認を行う場合があります。虚偽の申告を行った場合は不正行為とみなされます。
- ・自己都合による遅刻、試験開始時間の記憶違い等の個人的なミスによる定期試験の未受験によって追試を申し込むことはできません。
- ・試験中のインターネット通信障害により試験続行が不可能となった場合を除き、定期試験日に受験した科目の追試の申込は一切受け付けません。
- ・他地区設置科目の追試を申し込む場合は授業設置地区の学生部に申し出てください(地区によって追試受付期間が異なります。注意してください)。
- ・追加試験については、履修案内の一般注意事項(p.19～)も参照してください。

受験資格

追加試験の受験が認められる理由および添付書類は以下のとおりです。添付書類は、申し込みフォームから追試申請をする際、必ずPDF等のデータでアップロードしてください。提出書類に不備がある場合は追試受験資格が取り消されることがあるので、注意してください。

① インターネット通信障害

試験時間中のインターネット通信障害により追試を申し込む場合は、試験開始時間から試験終了後15分以内までに、科目担当者が指定したメールアドレスに、通信障害により追加試験を希望する旨を連絡し、かつ科目担当者から了承した旨の返信があるメールをPDF形式で提出してください。あわせて通信障害が発生した経緯をまとめた説明書を作成し、7月30日(木)11時30分までに三田学生部法学部担当(mita-hou@adst.keio.ac.jp)までメール添付で送信してください。提出された申請に基づき、学生部から科目担当者に所定の手続きが取られたことの確認を行います。科目担当者とのやりとりが確認できるPDFや理由書の提出がない申請、科目担当者の了承が得られていない申請は認めることができません。

② 病気

当該科目の定期試験実施日に罹患していたことを証明する「医師の診断書」が必須です。申し込みの際、試験欠席の理由を明示できる証明書等(医師の診断書—当該科目の定期試験実施日に罹患していたことを証明し、かつ安静を要する日として試験欠席日を含んでいること)のスクリーンを提出してください。診断書には、安静を要する日として試験欠席日が含まれていなければなりません。診断書がない場合、追試を申し込むことはできません。

※**評語は定期試験の場合の成績評語の一段下の評語となります。**なお、文部科学省が指定する学校伝染病(インフルエンザなど)の場合はこの限りではありません。

③ 2親等以内の葬儀

会葬礼状など、事実を客観的に証明する書類のスクリーンを申請時に提出してください。

④ その他

①～③以外の理由で追加試験を申し込む場合は、学習指導の面接(注)を受け、受験許可を得なければなりません。なお、この場合の評語は定期試験の場合の成績評語の一段下の評語となりますので注意してください。

(注) 学習指導面接について

学生部法学部担当より、学習指導面談の必要がある方には日程調整の連絡を行います。調整の結果指定された日時に、学習指導担当教員と面談を行ってください。面談はZoom、Webex等のWeb会議システムを使用する予定です。詳細は、学生部法学部担当より該当者に個別に連絡します。(1)～(3)の理由で申請を行う場合でも必要がある場合は学習指導面接を受けていただくことがあります。

追加試験の日程

1. 追加試験時間割発表 : 2020年8月1日(土)(予定)
2. 追加試験実施日 : 試験時間割を確認すること。

※不明な点は早めに三田学生部法学部窓口にお問い合わせください。

以上